資料９－４

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申を受けた競争政策に関する取組状況

参考資料

平成２４年８月９日

総務省総合通信基盤局

NGNのオープン化に関する検討状況 ①

- 情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」（2011年12月。以下「ブロードバンド答申」という。）では、NGNのオープン化について、①中継局接続機能の更なるオープン化（設定単位の細分化・柔軟化、インターフェースの多様化）を図るために必要な措置をとること、②中継局接続機能に係るPOIを予め増設すること、③収容局接続機能について、接続料設定単位の多様化等の必要なオープン化について検討を行うこと、④NNIにおいて、通信プラットフォーム機能の一定のオープン化を検討すること、⑤SNIにおける通信プラットフォーム機能の一定のオープン化（内容・手法）の検討を進めることが適当とされた。
- NGNの各機能のオープン化については、「PSTNマイグレーションに係る関係事業者間の意識合わせの場」等において議論が進められているところ、現在の状況は以下のとおり。

中継局接続機能のオープン化

■ 低速インターフェースの新設

一部の事業者より、10Gより小さい単位の接続インターフェースの検討についての意見があったことから、意識合わせの場において引き続き検討する予定。

■ POIの増設

以下の各事業者からの意見を踏まえ、「設置箇所」「信頼性」「運用性」「多様性」等の項目に分類し、現在、それぞれの検討項目について意識合わせを行っているところ。今後、引き続きPOIの増設に向けて検討する予定。

ＮＴＴ東西の考え方

POI新設については、
①POI新設には各POIビルで事業者間接続用のゲートウェイルータの新設が必要になること
②当該POIビルに設置するルータに接続トラヒックが集中すること
から、関係事業者の意見を踏まえつつ、極力ルータや伝送路の増設が少なく、効率的なネットワークを維持できるよう、できる限り呼が集約できる場所をPOIの新設場所としたい。

他事業者の主な意見

- 設置箇所の選択肢としては、地域ブロック単位や各県単位等が考えられる。
- POI設置箇所は全国に数ヵ所だけではなく、各地域ブロック単位に設置すべき。
- 設置箇所単位ごとにPOIをいくつ設置するか（例：2箇所のPOI）議論が必要。
- 障害が発生した場合のトラヒックの迂回（例：ルート迂回が必要）をどうするか議論が必要。
- POIの現行インタフェース（10G）をさらに細分化（例：1G）するのか議論が必要。
- IP相互接続においては、双方の直収間のトラヒックを疎通させる形態が基本と想定されることから、接続点は2社間の中間点が基本になると考えられる。

NGNのオープン化に関する検討状況 ②

収容局接続機能のオープン化

➢ 収容局接続機能の更なるオープン化については、接続事業者から具体的な要望がなく、現時点では、検討は実施していない。
今後、接続事業者から具体的な要望がなされた場合には、NTT東西と接続事業者の協議を通じ検討がなされる予定。

通信プラットフォーム機能のオープン化

■ NNIにおける通信プラットフォーム機能のオープン化

➢ 2012年4月に開催した第7回PSTNマイグレーションに係る関係事業者間の意識合わせの場において、一の接続事業者より自社0AB－JIP電話のアクセスラインとしてフレッツ光を利用するため、NTT東西のSIPにてNGNの帯域確保を行う機能の提供を受けたい旨の要望があり、6月に第1回の協議を開催し、要望内容の検討を行ったところ。

➢ 2011年9月、別の一の接続事業者から、「東西で提供している帯域確保型サービスと同一の方法で、NNI・SNI接続における帯域確保機能のアンバンドルに係る要望があり、現在、NTT東西から当該事業者に対し、接続箇所や求める機能など要望事項の具体化を依頼しているところ。

■ SNIにおける通信プラットフォーム機能のオープン化

➢ 2012年4月及び5月に、NTT東西とテレコムサービス協会の間で意見交換を2度実施し、中小規模事業者に利用しやすいようなSNIメニューの提供に関する要望があったことから、現在、NTT東西において検討段階にある小口の映像配信メニューのサービス概要について、NTT東西からテレコムサービス協会に対し説明したところ。今後も、NTT東西とテレコムサービス協会の間で定期的に意見交換を実施する予定。

➢ また、NTT東西は、テレコムサービス協会以外のプラットフォーム事業者やコンテンツプロバイダ等に対しても、NTT東西のサービスの提案やSNIサービスに対するニーズの把握を行い、より使いやすいメニューや新たなサービスの検討を行う考え。

PSTNマイグレーションに係る意識合わせの場の開催状況

● NTT東西は、2010年11月に公表した概括的展望を受け、事業者間のIP網同士の直接接続を円滑かつ効率的に進めるために必要となる技術面・運用面を中心とした諸条件を関係事業者間で合わせることを目的として、「PSTNマイグレーションに係る関係事業者間の意識合わせの場」を開催。

PSTNマイグレーションに係る関係事業者間の意識合わせの場

目的

事業者間のIP網同士の直接接続を円滑かつ効率的に進めるために必要となる技術面・運用面を中心とした諸条件を関係事業者間で合わせること。

運営体制

事務局：NTT東西　オブザーバー：総務省

議論の進め方

各回毎に議論テーマ（※）を決め、NTT東西を含む各社から、課題の詳細・対処案等の意見を事前に募集。会議開催前に全参加者に提示のあった全ての意見を情報提供し、それらに基づき議論を行う。会議開催後は議事録を作成し、参加者に送付。（※）テーマは各社からのアンケート結果に基づき決定

検討テーマ

「つなぐ」基本的な課題	インターフェースの標準化・通話品質
	番号ポータビリティ
事業者間の具体的な接続の課題	特番呼等の接続
	POI設置の複数化
	IP網同士の直接接続への移行方法
	事業者間の接続形態
費用負担の在り方	費用負担の在り方

開催状況

2011年度

意識合わせの場

- 第1回 6/24：事業者アンケートの回答結果、今後の進め方
- 第2回 9/9：インターフェースの標準化・通話品質
- 第3回 10/28：番号ポータビリティ
- 第4回 12/13：特番呼等の接続
- 第5回 2/3（札幌会場） 2/8（大阪会場）：第4回までの意識合わせの場及びアドホック検討会の検討状況の報告・議論
- 第6回 2/21：POI設置の複数化

アドホック検討会

- 第1回9/29
- 第2回 10/18
- 第3回 11/18
- 第4回 12/6
- 第5回 12/22
- 第6回 1/23
- 第7回 1/30
- 第8回 3/6
- 第9回 3/23

2012年度

意識合わせの場

- 第7回 4/17：事業者間の接続形態
- 第8回 6/15：IP網同士の直接接続への移行方法

アドホック検討会

- 第10回 5/22 5/23
- 第11回 6/6
- 第12回 7/23 7/24

主な参加事業者

KDDI
ソフトバンク
イー・アクセス
電力系各社
NTTコミュニケーションズ
フュージョン
NTTドコモ
ウィルコム
ジュピターテレコム
スカパーJSAT
UCOM
東京テレメッセージ
ベライゾンジャパン
ZIP Telecom　他

（平成2012年6月現在、109社がメーリングリストに登録。）

接続事業者向け光配線区画の見直しに係る今後のスケジュール

- 2012年3月29日付け情郵審答申において、「光配線区画を拡大し、1の局外スプリッタ（1芯光ファイバ）がカバーする世帯数を増大させることによっても、収容率をより容易に高めることが可能となる」との観点から、光配線区画の見直しを図ることが適当とされた。これを踏まえ、NTT東西は既存の光配線区画を見直すと同時に、それとは別に、新たに接続事業者向けの光配線区画の設定を行うこととしている。
- 接続事業者向けの光配線区画の設定に当たっては、既存の光配線区画とは異なる設備設計、保守及び運用が必要となるため、本格的な提供開始へ向けて、トライアルを実施した上で諸課題の整理があらかじめ必要となる。
- NTT東西は、5月10日に事業者説明会を行い、12月のトライアル開始に向けて、参加希望事業者とトライアルビル選定を進めている。現時点のスケジュールは以下のとおり。

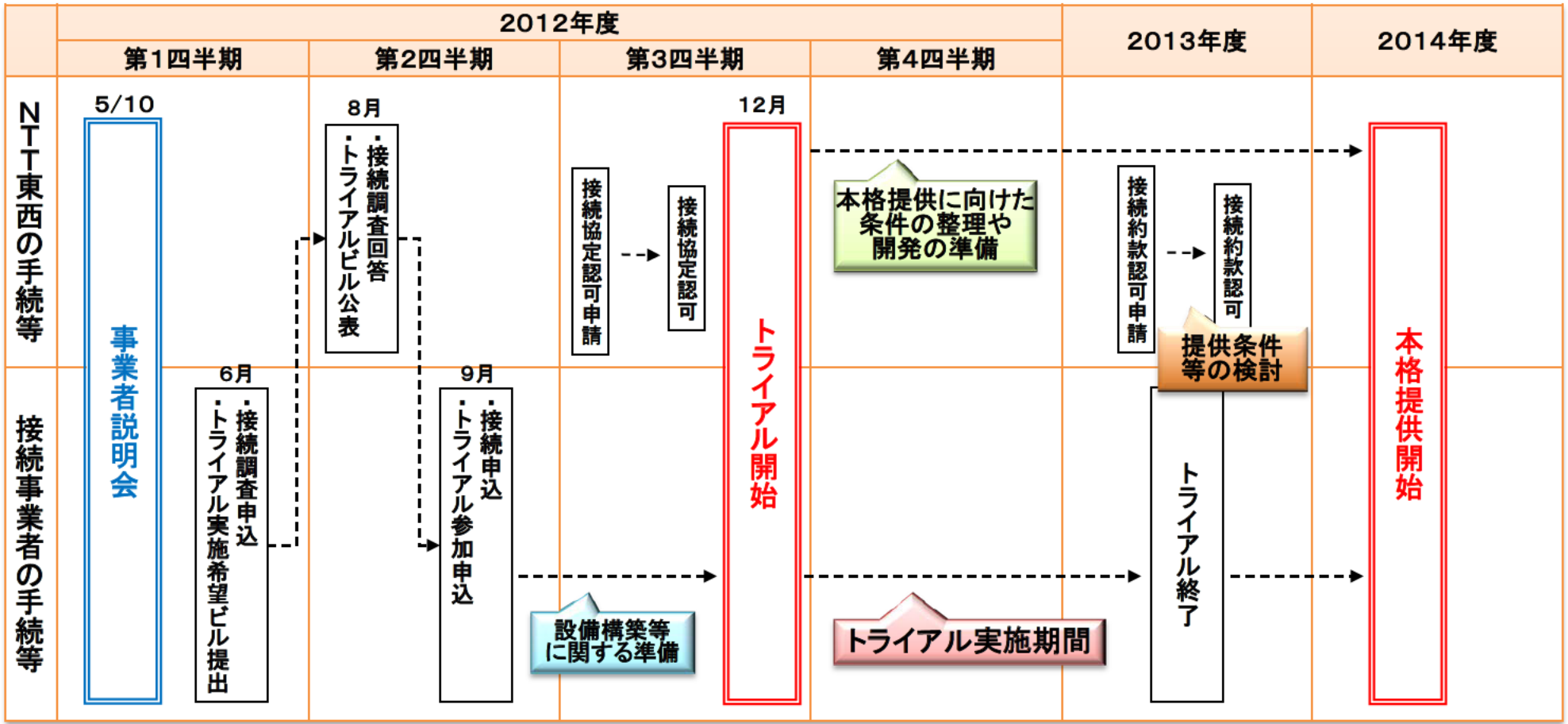

情報開示告示の一部改正案について（概要）

- ブロードバンド答申において、第一種指定電気通信設備の情報開示の在り方に関して、「設備構築状況がサービス競争の在り方に影響を及ぼす可能性がある」との認識のもと、公正競争環境を一層整備する観点から、「配線ブロック情報の開示の在り方を見直した上で、情報開示告示の改正などの所要の措置をとることにより、接続事業者による加入光ファイバ利用の円滑化を図ることが必要」との考えが示されている（あわせて、コロケーションリソースに関する考えも示されている）。
- これを受け、今般、接続事業者による光ファイバ等利用の判断を容易にするため、一層の開示が必要と考えられる情報について、情報開示告示の一部改正を行うもの。改正案に対する意見募集の結果を踏まえ、施行する予定。

	新設する開示手続	開示手法	有償/無償	開示内容	目的	[参考] 調査期間
①	収容局ごとの光配線区画の概況に関する情報の公開	HPによる開示	無償	・収容局ごとの光配線区画数 ・収容局ごとの加入電話等敷設数※1 ・加入電話等敷設数の多寡により分類した光配線区画数	・接続事業者が、シェアドアクセスに参入する収容局を選定するに当たり、参考となる情報を得ることが可能となる。	—
②	収容局ごとの光配線区画の外縁電柱等設備に係る情報の調査	— （要望の都度個別開示）	—	・局舎のカバーエリア内における光配線区画ごとの外縁に位置する電柱等設備※2の座標情報	・接続事業者が、シェアドアクセスを展開するに当たり、光配線区画の概形を把握可能となる。	約１ヶ月
③	光配線区画ごとの加入電話等敷設数の調査	②の手続により調査した収容局について、要望した場合に開示	—	・光配線区画ごとの加入電話等敷設数※1	・接続事業者が、シェアドアクセスを展開するに当たり、光配線区画の大まかな需要を把握可能となる。	１週間程度
④	収容局ごとのシングルスターとシェアドアクセスを利用している接続事業者数の公開	HPによる開示	無償	・収容局ごとのシングルスターとシェアドアクセスを利用している接続事業者数	・接続事業者は、シングルスターとシェアドアクセスの別による他の接続事業者のＦＴＴＨの参入状況を事前に把握可能となる。	—
⑤	収容局ごとのコロケーションリソースの空きが生ずる予定時期の開示	電子メール等による開示	—	・収容局ごとのコロケーションリソースの空きがない場合における空きが生ずる予定時期	・接続事業者がコロケーション設備を設置するに当たり、空き状況に関する予見可能性が高まる。	—

※1 加入電話、ISDN、メタル専用線及びメタルの保留回線に係る回線数の合計　※2 電柱の他ハンドホールを含む

情郵審答申を踏まえた対応（加入光ファイバ接続料におけるエントリーメニューの導入）

- 2012年3月29日付け情郵審答申等を踏まえ、加入光ファイバ接続料に係るエントリメニューについては、NTT東西より、2012年6月19日に接続約款変更に係る認可申請が行われた。
- これを受け、6月26日に総務大臣より情郵審に対して諮問を行い、パブコメ、接続委員会（8月中）を経て、答申を得る予定。

エントリーメニューの概要

	NTT東日本	NTT西日本
開通後1年目の2012年度適用料金	2，428円（低減額：▲585円）	2，908円（低減額：▲938円）
開通後2年目の2013年度適用料金	2013年度に適用する1芯メニューと同額（2，986円※1）	2013年度に適用する1芯メニューと同額（3，055円※1）
開通後3年目の2014年度適用料金	2014年度に適用する1芯メニュー（※2）に600円※3を加算した額	2014年度に適用する1芯メニュー（※2）に964円※3を加算した額

※1　2012年度末に乖離額調整が行われる。
※2　2014年度の1芯メニューに係る接続料は2013年度末に申請予定。
※3　1年目の低減額に利息を加算して算定。

（エントリーメニューのイメージ）

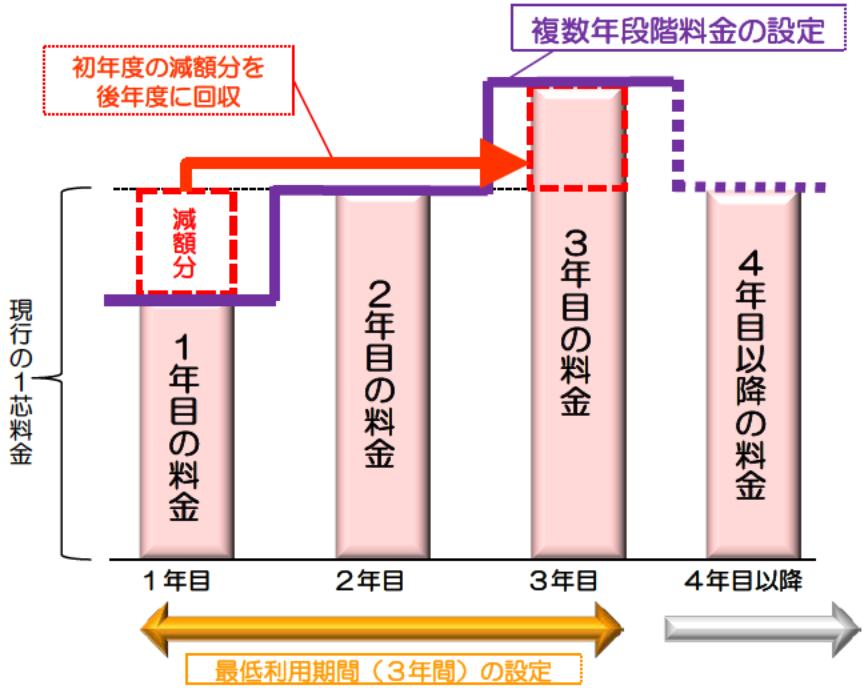

その他の提供条件	■ **2012年3月末時点においてNTT東西がフレッツ光を提供しているビルのうち、他事業者参入エリアが半分未満のものを対象**。（対象ビル（見込み）：NTT東日本：46．0%、NTT西日本：30．2%（推計）） ■ **最低利用期間は3年間** ■ システム開発が完了するなど、**NTT東西の準備が整い次第提供開始**（2012年度末～2013年度はじめ）。 ■ エントリメニューの新規申込は、加入光ファイバ接続料に係る情郵審答申・認可条件に基づく**「光配線区画の見直しを行うまでの間」受付ける**（3年間程度を想定）。

「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン（新設）」の概要

● ブロードバンド答申において、「ネットワーク事業者間の接続を円滑化し、ブロードバンド普及促進を図る観点から、とりわけ接続料算定に係る事業者間協議の透明性を向上させることが必要である」とされたことを踏まえ、新たに「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」を策定（2012年7月27日公表）。

1 ガイドラインの目的等

- 接続協定は双方の合意のみで効力を生じることが原則であり、合意を円滑に形成するため、接続料及び接続条件に関し当事者間で十分な協議が行われることが望ましい。
- 他方、近年の競争環境の変化やネットワークの複雑化・多様化を背景とし、当事者間で接続料等について十分な協議がなされないまま接続協定が締結される事例や、事後的な紛争手段に移行するケースも発生。
- 本ガイドラインは、電気通信事業者間におけるネットワークの接続に関し、事業者間協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化するもの。これにより、協議における予見可能性を高め、事業者間協議の円滑化を図り、もって電気通信市場における公正競争を促進するとともに利用者利便の増進を図ることを目的とする。

2 事業者間協議のプロセス

- 協議対応窓口の明確化・公表。
- 十分な協議が可能な期間の確保。
- 接続料水準が争点となる場合は、算定に当たっての考え方、算定方法や算定根拠について協議を実施。

3 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示

- 双務的な接続形態に係る接続料協議は、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないよう留意。
- 上記接続形態において、接続料の水準に十分な合意が成立しない場合には、当該水準の接続料を設定する理由について、算定根拠に係る情報を一定程度開示しつつ説明・協議。

4 接続に必要なシステム開発等

- 当事者間の協議を踏まえて機能や仕様、コスト負担の方法を決める。
- 接続事業者に対する影響が特に大きいシステムについては、開発・更改に着手する前に当事者間で十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取する。

5 協議が調わなかった場合の手続

- 接続協定の安定的な運用に努めることが望ましいものの、協議が調わなかった場合、当事者は法令の定める紛争処理スキーム（協議命令・裁定及びあっせん・仲裁）を利用することが可能。

固定電話発携帯電話着通話料金に係る取組

● ブロードバンド答申において「(料金設定事業者の違いによる)料金体系の違いについて事業者や国から利用者に周知するよう努めるとともに、(中略)現状の料金設定の在り方について関係事業者間において必要な見直しを行うことが適当」とされたことを踏まえ、国及び携帯電話事業者において取組が進展。具体的には、

- ■ 総務省の携帯電話事業者に対する要請(①料金体系の違いに係る利用者への周知と②料金設定の在り方に係る必要な見直しの検討)を踏まえて、各事業者が取組を検討中。
- ■ 総務省ホームページ内において、料金設定事業者の違いによる料金体系の違いについて説明。

携帯電話事業者による取組

総務省から、携帯電話事業者に対して以下の事項を要請(2012年4月13日)

①料金設定事業者による利用者料金体系の違いについて利用者に周知するよう努めること

②利用者料金設定の在り方について、関係事業者間において必要な見直しの検討を行うこと

※検討結果を、2012年9月末までに総務省に報告するよう要請。(12月末までに再度報告)

※NTT東西には、②について検討結果の報告を要請。(2012年2月2日)

携帯電話事業者による取組

・各携帯電話事業者が、利用者への周知及び利用者料金設定のあり方に係る必要な見直しについて、検討を進めているところ。

・一部事業者(NTTドコモ)は、取組の実施を発表。

≪NTTドコモの取組≫

NTTドコモは、以下の取組を実施。(2012年6月12日発表)

i) 固定電話発携帯電話着通話料金を2012年9月1日から引き下げ。(※73.5円→63.0円に改定。(3分あたり。区域内。昼間。))

ii) 料金設定事業者の違いによるユーザ料金の違いについてHP上で周知。

《参考》平日昼間の3分間あたり料金の例(税込)

			着信先			
			ドコモ	au	ソフトバンク	イーモバイル
固定電話発	携帯電話番号のみダイヤル		73.5円 ※6	94.5円	126円	94.5円
	選択中継サービスを利用してダイヤル	NTT東日本(0036)	50.4円	55.125円	55.125円	50.4円
		NTT西日本(0039)	53.55円	56.7円	63円	53.55円
		NTTコミュニケーションズ(0033)	51.975円			

出典:各事業者発表の数値に基づきます。(2012年6月12日現在)

※6 2012年9月1日より63.0円となります。

※一般電話・公衆電話から携帯電話へ発信する場合の料金は着信側の携帯電話事業者によって異なります。なお、発信時に選択中継サービス※7を利用してダイヤルした通話については発信側の事業者が定めた料金が適用されます。

※7 選択中継サービスとは、固定電話から携帯電話へかける際、携帯電話番号の前に事業者の設定する番号をダイヤルすることにより、その事業者が設定する料金で通話することができるサービスです。

国による取組

総務省ホームページ内で、NTT東西の固定電話発携帯電話着の通話料金について、料金設定事業者の違いによるユーザ料金の違いについて説明。(2012年7月2日)

≪総務省ホームページにおける説明(抜粋)≫

固定電話発携帯電話着通話料金

固定電話発携帯電話着通話料金については、平成23年12月20日付け情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について」において、「料金体系の違いについて事業者や国から利用者に周知するよう努める」ことが適当とされているところです。

NTT東西の固定電話(加入電話)発携帯電話着の通話については、原則、携帯電話事業者側がユーザ料金の設定を行っています。ただし、発信時に、携帯電話番号の前に中継事業者の設定する事業者識別番号を付してダイヤルした通話については、中継事業者が設定するユーザ料金が適用されます。一般的に、両者の設定する料金は異なりますので、各事業者のホームページ等でご確認ください。

なお、平成24年6月1日時点の主要な事業者の料金は以下のとおりです。

≪NTT東西の加入電話からの携帯電話あての通話料金≫※1

		着信側			
		NTTドコモ	KDDI(au)※2	ソフトバンクモバイル	イー・アクセス
携帯電話事業者の設定する料金					
NTT東日本		73.5円※3	94.5円	126円	94.5円
NTT西日本		73.5円※3	94.5円	126円	94.5円
中継事業者の設定する料金※4					
NTT東日本	0036	50.4円	55.125円	55.125円	50.4円
NTT西日本	0039	53.55円	56.7円	63円	53.55円
KDDI	0077	51.975円※5			
NTTコミュニケーションズ	0033	51.975円※5			
ソフトバンクテレコム	0088	56.7円			
フュージョン・コミュニケーションズ	0038	56.7円※5			
UCOM	0060	56.7円			
九州通信ネットワーク※6	0086	56.7円			

モバイル分野における規制対象の見直し

- ブロードバンド答申において、「二種指定設備制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することが適当」とされたことを踏まえ、2012年6月に電気通信事業法施行規則を改正。同改正により、第二種指定電気通信設備制度に係る指定の基準値を、「端末シェア25%超」から「端末シェア10%超」に変更。
- NTTドコモ、KDDI及び沖縄セルラーに加え、ソフトバンクモバイルが新たに指定対象に該当。

（1） 交渉力の優劣の差が縮小

上位3事業者（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル）間のシェアは相当程度近接 → 上位3事業者間で交渉上の地位の優劣の差が縮小

（2）MVNO※の参入の進展

モバイル市場全体の競争を促す観点から、MVNOの一層の市場参入・進展を促すことが望ましい。 → 低いシェアの事業者も、MVNOに対し交渉力を有する。

※ Mobile Virtual Network Operatorの略。MNO（電波の割当を受けて移動通信事業を行う者）のネットワークを借りて移動通信サービスを提供する者。

→ 上位3事業者を指定対象

→ 競争法の基準を参考に、シェア10%を基準とする。

→ **シェア10%を基準とする。**

委員限り

参考；端末シェアの推移

[redacted]

今後のスケジュール

- 新たに指定の対象となる事業者の設備を指定するため、二種指定告示を改正すべく、9月上旬に情郵審へ諮問予定（11月頃答申、12月頃告示改正予定）。
- その上で、新たに指定された事業者から接続約款の届出を受ける見込み（2012年度内）。

禁止行為指定ガイドラインの見直し

● 電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為規制の規定の適用を受ける電気通信事業者（移動通信分野における市場支配的な事業者）の指定について、2002年、当該指定に当たっての基本的考え方（禁止行為指定ガイドライン）※を策定。

※「電気通信事業法第37条の2第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける第一種電気通信事業者（移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者）の指定に当たっての基本的考え方」

● 2012年4月、ブロードバンド答申を受け、モバイル市場の促進に関して、禁止行為指定ガイドラインの見直しを行い※、禁止行為規制の適用対象に関する基本的な考え方を維持しつつも、適用基準を明確化。

※ 旧ガイドラインを廃止し、「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者（移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者）の指定に当たっての基本的考え方」を策定。

見直し前（2002年4月公表）

① 市場シェアの順位が1位、かつ一定期間継続して40%を超過
→ 市場支配力を推定し、禁止行為規制対象事業者に指定

② 一定期間25%超の市場シェアを継続する者が複数存在し、シェア格差が小さい
→ 当該複数事業者を指定
ただし、全事業者のシェアが均一に安定し、市場支配力の濫用のおそれがない
→ 指定不要

③ 25%超の市場シェアを有するが、順位が2位以下、かつ1位とのシェア格差が大きい
→ 指定しない（ただし、シェアの変化の程度を勘案）

④ 従来25%未満の市場シェアを有する者が、一時的に25%超となった場合
→ 直ちに指定しない（シェアの推移を見守る）
25%超のシェアを有する者について、短期間に急激にシェアが低下又は数年間にわたり相当程度低下
→ 直ちに指定せず、又は指定を解除（シェアの推移を見守る）

上記により判断困難である場合、業務区域毎に、下記を踏まえ総合的に判断
- 事業規模、市場への影響力・ブランド力、需要／供給の代替性、価格の弾力性、クレームの有無 等

見直し後（2012年4月公表）

①一定期間継続して市場シェア40%を超過
→市場支配力を推定し、③の諸要因を勘案し、特段の事情がない限り指定

② 一定期間継続して25%を超え40%以下の市場シェアを有する者が存在する場合
ア シェアが1位
→シェアの水準及び③の諸要因を勘案し、特に市場支配力が推定される場合に限り指定
イ シェアが2位以下
→シェアの順位が1位の者とのシェアの格差が小さく、かつ、③の諸要因を勘案し、特に市場支配力が推定される場合に限り指定
なお、従来25%未満の市場シェアを有する者が、一時的に25%超となった場合
→直ちに指定しない（シェアの推移を見守る）
また、25%超のシェアを有する者について、短期的に急激にシェアが低下又は数年間にわたり相当程度低下
→ 直ちに指定せず、又は指定を解除（シェアの推移等を見守る）

③ 上記①及び②を基本とするが、その際には、業務区域毎に、下記を踏まえ総合的に判断
- 事業規模（資本金、収益、従業員数）、市場への影響力・ブランド力、需要／供給の代替性、価格の弾力性、サービスや端末等の販売・流通における優位性、共同支配 等

電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（共同ガイドライン）の見直し

- 総務省は、公正取引委員会と共同して、電気通信事業分野における競争を促進する観点から、電気通信事業法及び独占禁止法に関するそれぞれの基本的考え方、問題行為等を規定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（共同ガイドライン）を策定し、累次改定を実施。
- 2012年4月、ブロードバンド答申を受け、モバイル市場の競争促進に関して、禁止行為規制の適用対象事業者にとって、過剰な萎縮効果が働かないよう、共同ガイドラインの見直しを行い、法解釈を一層透明化。

※ なお、あわせて2011年の電気通信事業法等の改正の内容を反映するための見直しも実施。

電気通信事業法第30条第3項第2号関連（不当な差別的取扱いの禁止）

⇒ 不当な差別的取扱いに該当する「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」の具体例及び脚注を追記

自己の関係事業者と一体となった排他的な業務（電気通信役務の提供以外の業務（例：料金明細書への商品案内の同封、課金・認証等のプラットフォーム機能の管理・運営）については、当該業務が電気通信役務の提供と密接不可分に関係しており、その態様が合理的理由なく差別的であることにより電気通信市場の公正な競争にただちに弊害を及ぼす場合に限る）。

（注5）上記において禁止される排他的な役務提供や業務は、例えば、市場支配的な事業者が行う事業提携において、提携の相手方に対し、特定の役務提供条件の設定や他の電気通信事業者との同様の提携の可否等を強要すること等、その市場支配力を濫用して行うものをいう。

電気通信事業法第30条第3項第3号関連（不当な規律・干渉の禁止）

⇒ 不当な規律・干渉の禁止に該当する具体例を追記

コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉（例えば、ポータルサイトへの掲載の可否や料金回収業務の提供可否といった提供条件を不合理な条件で一方的に設定すること等、市場支配的な電気通信事業者がその市場支配力を濫用して行うものをいう）。

電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉（例えば、端末製造業者に対して特定機種の端末を合理的理由なく他の電気通信事業者に提供させないこと、端末設備の販売業者に対して他の電気通信事業者の端末設備を合理的理由なく取り扱わせないこと、端末設備の販売業者に対して社会通念を超える販売数量ノルマを課すこと等、市場支配的な電気通信事業者がその市場支配力を濫用して行うものをいう）。

接続拒否事由の明確化（MVNO事業化ガイドラインの改正）

- ブロードバンド答申を受けて、MNO-MVNO間の接続について、「これまでの累次の解釈を整理し、接続拒否事由の明確化を図る」もの。
- 具体的には、紛争処理委員会答申、各種ガイドライン、事業者の運用を踏まえ、接続拒否事由の明確の観点から、「MVNO事業化ガイドライン」に以下の例示を追加。（2012年7月27日改定。）

法32条1号事由 ～ 役務の円滑な提供への支障 ～	**適切な輻輳対策の拒否**	□ MNOが、MVNOに対して、合理的な必要性を示して、MNOによる適切な輻輳対策の実施に対する協力を求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合。 □ 輻輳対策は、MNOとMVNO双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施することが適当。対策の実施に当たっては、特定の者に対し不当な差別的取扱いを行わないことが求められる。
法32条2号事由 ～ 利益の不当な侵害 ～	**社会的信用毀損の恐れ**	□ 接続に応じる結果、MNOの社会的信用が毀損され、MNOの利益を不当に害するおそれがある場合。 □ ただし、MNOの社会的信用が毀損し、相当程度の利益の損失が発生することを客観的な事実に基づいて合理的に推定できなければならない。
規則23条1号事由 ～ 支払懈怠 ～	**債権保全措置の拒否**	□ MNOが、MVNOに対して、客観的な指標に基づいて、接続料等の支払いを怠るおそれがあると判断する合理的な根拠を示して、債権保全措置（預託金の預け入れ等）を求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合。 □ 債権保全措置は、債権の保全に必要かつ最小限の措置とすることが適当。また、MNOには、債権保全措置の内容について、MVNOに十分説明することが求められる。
規則23条2号事由 ～ システム改修の技術的経済的困難性 ～	**リスク軽減措置の拒否**	□ 接続に応じる結果、MNO側において要するシステム改修等の程度が著しく過大である際に、リスク軽減措置（中途解除に伴う違約金の設定等）を求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合。 □ リスク軽減措置は、リスクの軽減に必要かつ最小限の措置とすることが適当。また、MNOには、リスク軽減措置の内容について、MVNOに十分説明することが求められる。

競争評価における上位・下位レイヤーの分析結果の概要

- 競争評価2011においては、無線の高速ブロードバンド化やスマートフォン等の端末の多様化が進展するとともに、ネットワークレイヤーとそれ以外のコンテンツ・プラットフォームや端末といった上位・下位レイヤーが相互に連携するなど、新たなビジネスモデルが登場していることから、特に、移動系通信市場（データ通信）について重点的に分析・評価。（なお、移動系通信市場においては、「音声通信」及び「データ通信」の契約数や事業者別シェア等を比較するとほぼ同じ状況にあることから、当面は「移動系通信市場」として一体的に取り扱う。）
- 分析・評価に当たっては、上位・下位レイヤーにおける主なサービスや端末の市場の概況を把握するとともに、これらの市場とネットワークレイヤーの市場との関係について可能な限り把握。
- 評価の結果、上位・下位レイヤーとの関係については、現時点では、業務提携等を通じ、特定の通信事業者が利用者を囲い込む状況は見られないこと等から、上位・下位レイヤーとの連携を通じた市場支配力の形成の兆候は見られないとしている。

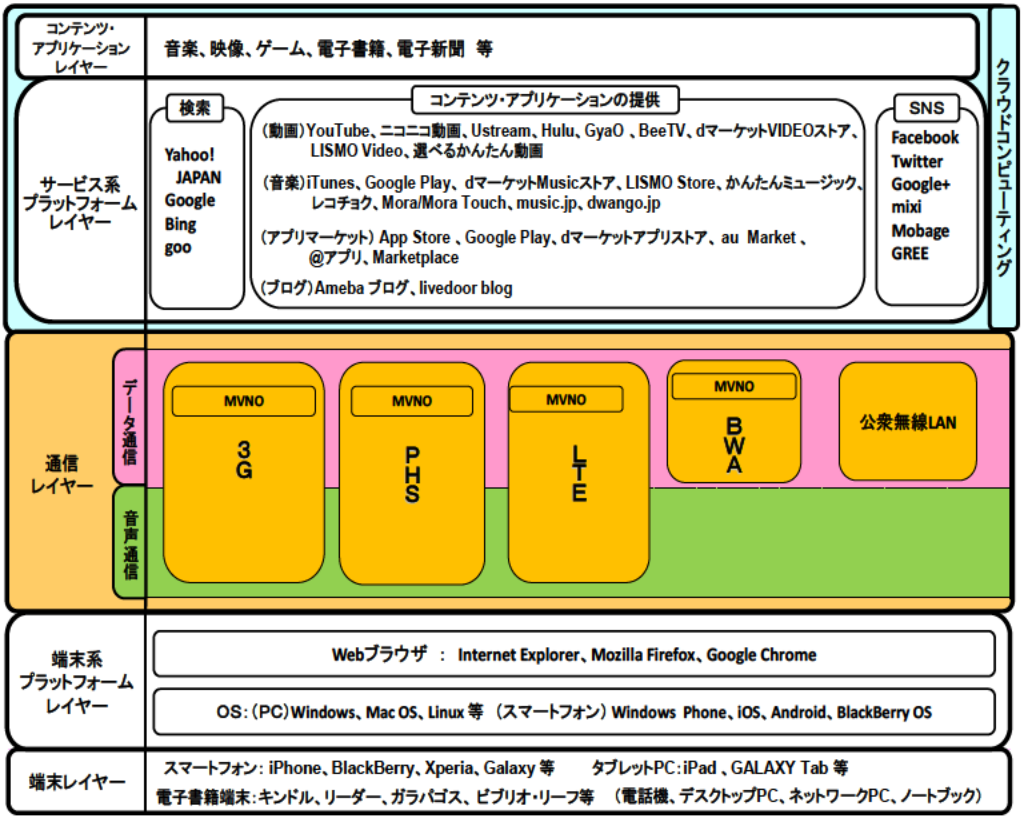

	docomo	au	Softbank	Apple	Google	Amazon	Microsoft	その他
SNS	ドコモコミュニティ	・au one GREE ・うたとも			Google+			Facebook Twitter GREE Mobage mixi
動画配信	BeeTV dマーケットVIDEOストア	・LISMO Video ・EZチャンネルプラス ・ビデオパス	選べるかんたん動画	iTunes	・Google Play ・YouTube			ニコニコ動画 GyaO Ustream Hulu
音楽配信	dマーケットMusicストア	・LISMO Store ・うたパス	かんたんミュージック	iTunes	Google Play	Amazon MP3		music.jp レコチョク mora/mora win dwango.jp
検索サイト					Google		Bing(MSN)	goo Yahoo!
アプリマーケット	dマーケットアプリストア	au Market	Softbankビックアップ	App Store	Google Play	Amazon AppStore for Android	Marketplace	
ソフトフォン(VoIP)		Line					Skype	LINE Viber 050 plus
端末(OS)				iOS	Android		Windows	
端末(ハード)				・iPhone ・iPad ・iPod Touch	・Nexus7	Kindle	・Surface	

自社提供　資本出資　業務提携

電柱・管路等貸与実績の調査結果の概要

- 総務省では、認定電気通信事業者による光ファイバ網の整備等のため、電気通信事業者、電気事業者及び鉄道事業者その他の公益事業者（以下「設備保有者」という。）が保有する電柱・管路等の既存ネットワーク空間の提供に係る制度を整備する観点から、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を策定（2001年4月）。
- 設備使用の進展の程度等について把握するため、毎年、電柱・管路等の貸与実績に関し、設備保有者及び認定通信事業者に対して実態調査を実施。なお、2011年度の実施概要は以下のとおり。
  （1） 実施時期：2011年11月～2012年2月
  （2） 対象者
  ・【貸し手】電気通信事業者（7者）、電気事業者（10者）、鉄道事業者（23者）、
  ・【借り手】認定電気通信事業者（335者）
- 調査結果は以下のとおり(注)。
  電柱の総本数約3,346万本中約2,877万本（延べ）、管路等については約14,834km（延べ）、鉄塔の総本数約85,000本（延べ）のうち、約12,000本が貸与中。
  なお、光ファイバを敷設する電気通信事業者から、設備保有者に対する電柱・管路等の利用可否の調査申請に対し、設備保有者が貸与拒否を行った件数は、
  ① 電柱の申請件数　58万2,003件のうち、1,669件（全体の0.3%）
  ② 管路等の申請件数　1,355件のうち、75件（全体の5.5%）
  ③ 鉄塔の申請件数　517件のうち、40件（全体の7.7%）
  となっている（いずれの数値も2011年中の申請に関するもの）。

【調査申請への対応状況（電柱）】

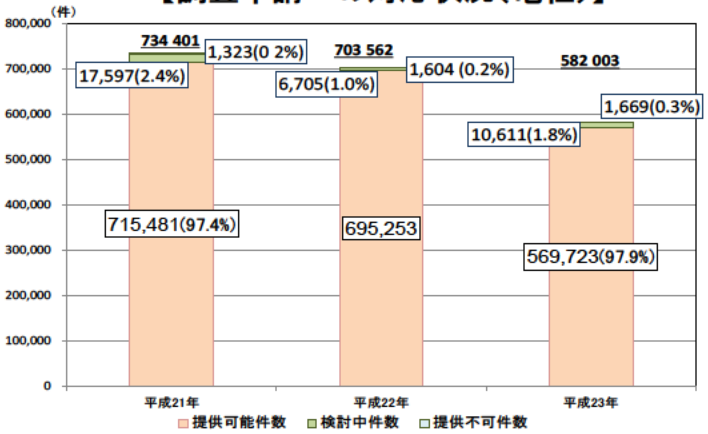

【調査申請への対応状況（管路等）】

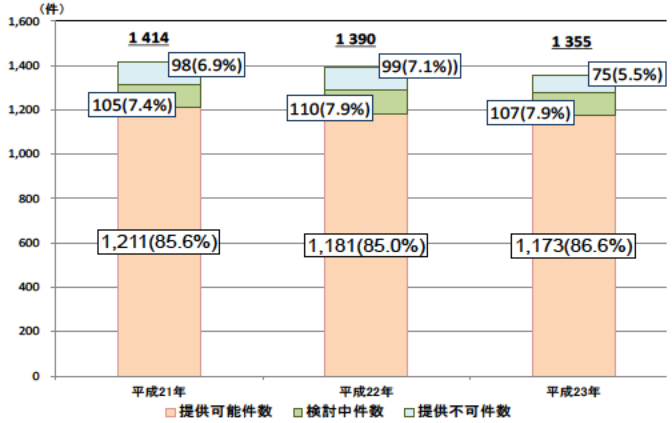

【調査申請への対応状況（鉄塔）】

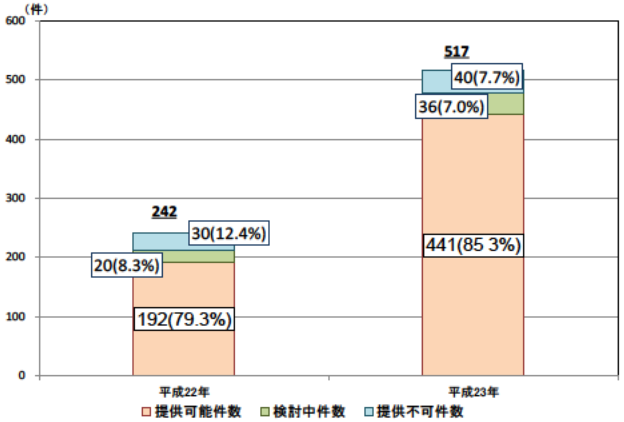

（注） 集計に当たっては、東北電力の数値については、被災した地域のうち現状確認をしていない地域のデータを除外、NTT東日本の数値については、現状確認が出来ていない地域（福島県の一部）について震災前のデータを使用。

マンション向け光屋内配線の開放及び地中化エリアへの対応に関する取組状況

- ブロードバンド答申では、①マンション向け光屋内配線の開放については、転用手続や条件等の転用ルールに係る具体的内容が出来る限り速やかに整理されるよう、事業者間協議の一層の促進を図ること、②地中化エリアへの対応については、ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべく、事業者間協議を一層進めることが適当とされた。
- これを踏まえ、今般NTT東西より報告のあった、現在に至るまでの事業者間協議の進捗状況については以下のとおり。

マンション向け光屋内配線の開放のイメージ（マンション断面図）

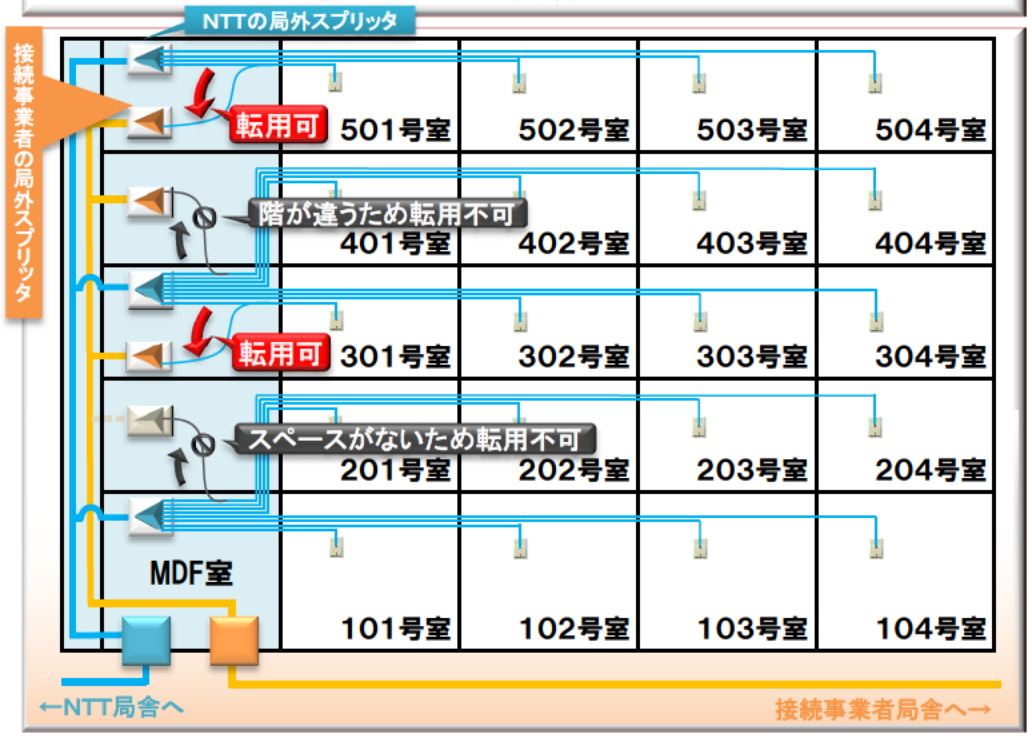

地中化エリアへの対応のイメージ

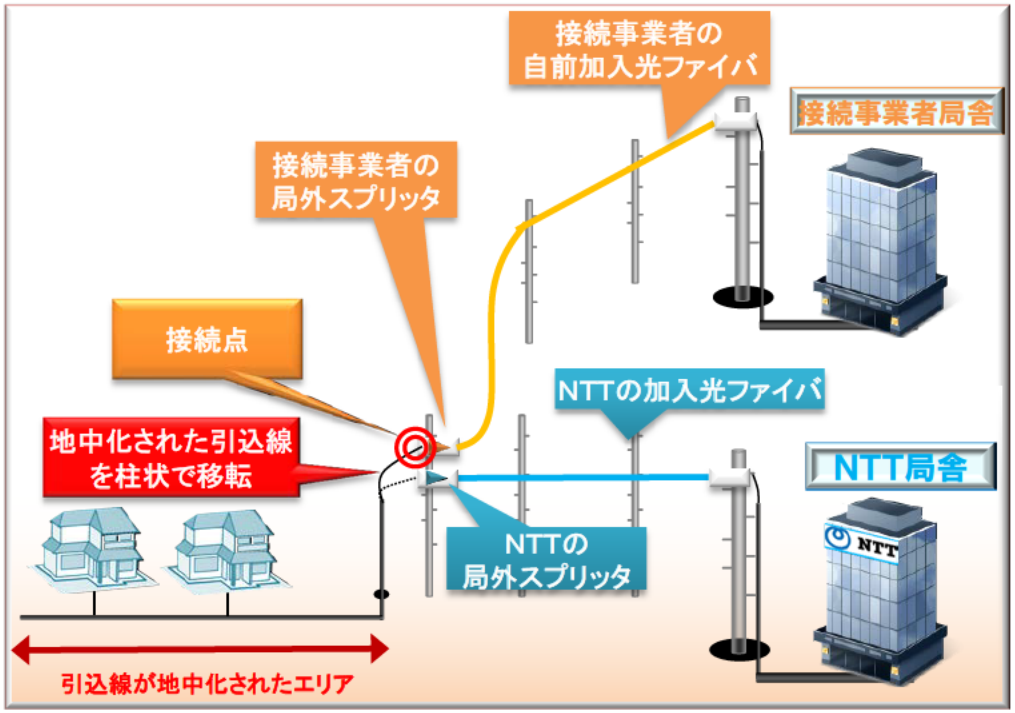

【協議の進捗状況】

- NTT東西は、KDDIと協議の上、転用に当たっての具体的な諸課題を整理するために、個別物件でトライアルを実施することで合意。
- その後、NTT東においては、KDDIよりトライアルの候補物件として数件の提示があり、構内設備等の状況により比較的転用が容易であるとされる2つの物件を選定（NTT西日本に対しては提示なし）。
- 今後、具体的な工事方法等の検討するために、実際の設備状況等を確認する必要があることから、双方立会いのもと現地調査を実施する予定。

【協議の進捗状況】

委員限り

[redacted]

携帯電話の緊急通報ローミングに関する検討

- 電気通信事業者協会の安全・信頼性協議会ケータイWGの下に、「携帯緊急通報ローミング検討会」を設置（2012年3月）。
- 同検討会には携帯事業者（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、イー・アクセス、ウィルコム）が参加し（総務省、NTT東日本がオブザーバー参加）、携帯電話における緊急通報ローミングに関する技術的な検討を実施中。

検討体制

検討の目標

- 携帯電話における緊急通報ローミングに関する技術的な課題とその解決方策を整理した上で、緊急通報ローミングを実現する際の仕組みのモデルを取りまとめるとともに、必要となる費用の概算を行う。

検討のスケジュール

- 2012年4月に第1回検討会を開催。本年秋を目途に取りまとめを行う予定。

FTTH市場における事業者間取引の分析結果の概要

- 競争評価2011においては、戦略的評価として、公正競争レビュー制度との連携を強化する観点から「FTTH市場における事業者間取引の状況」について分析を実施。
- 分析結果は以下のとおり。

① 2011年度末時点におけるNTT 東西による光ファイバ回線の貸出回線（相互接続）の総数は約72万回線。うち、NTT東は、約48.9万回線、NTT西は約22．8万回線。

② NTT東西が保有する光ファイバ回線数（未利用の回線を除く）に占める貸出し線数の割合は、全都道府県で平均5．8%。平均より高い割合の都道府県は、北海道、宮城県、新潟県、栃木県、東京都、石川県、大阪府、奈良県。
　なお、大阪府及び奈良県を除いたこれらの地域においては、KDDI がサービス提供エリアを拡大している。

③ 貸出回線数の割合の伸び率（対前年度末比）が比較的大きい都道府県は、栃木県（4．7ポイント増）、新潟県（4．6ポイント増）、高知県（3．3ポイント増）及び茨城県（3．0ポイント増）となっており、東日本地域における伸び率が大きい。

④ FTTH全契約数に対するNTT東西による光ファイバ回線貸出数の割合と、FTTH全契約数におけるNTT東西以外の事業者のシェアを比較すると、東日本地域では、一定程度の相関性が見られる一方、設備競争が活発な西日本地域では、相関性が低い傾向にある。

【NTT東西による光ファイバの貸出回線数及び当該回線数のNTT東西の保有光ファイバ回線数に占める割合（都道府県別）】

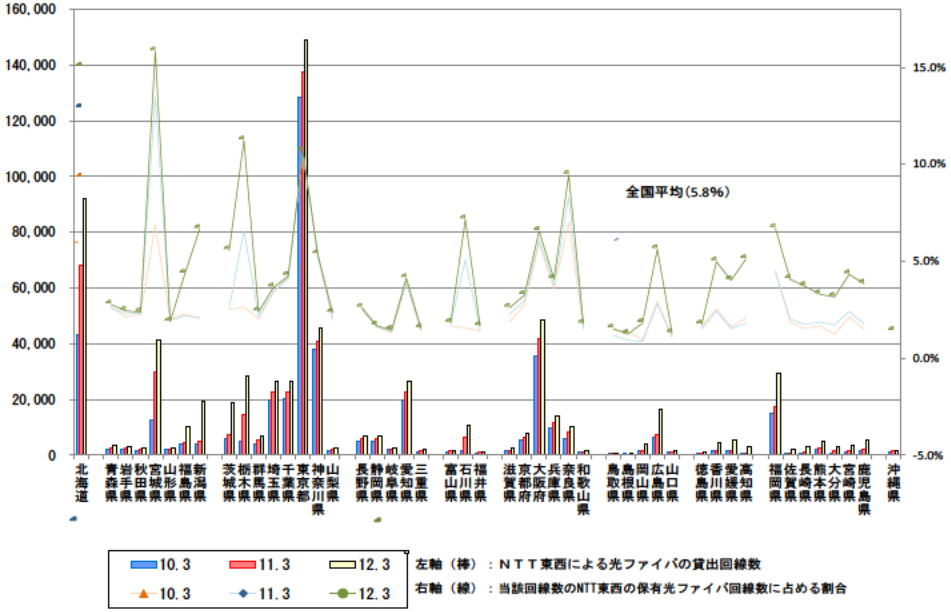
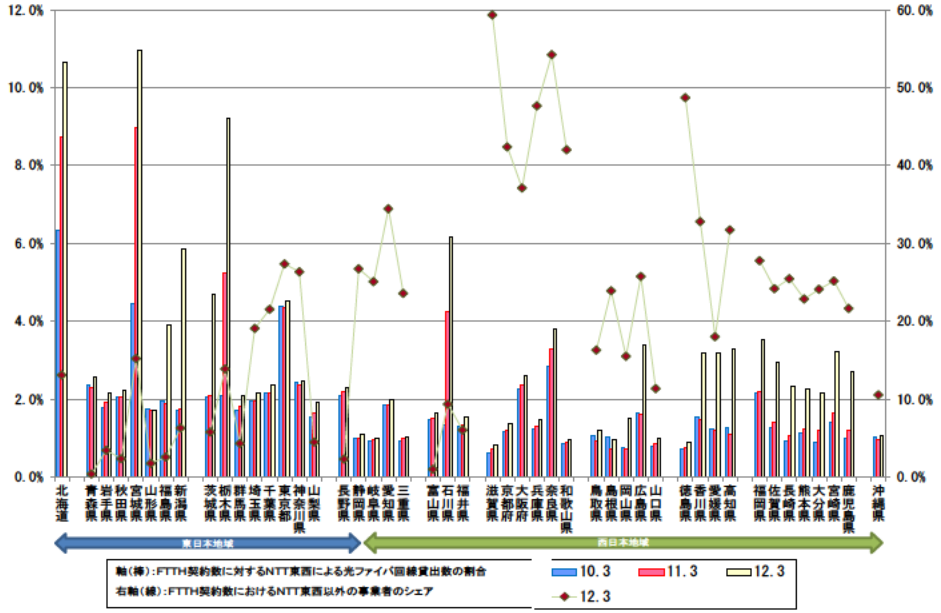
【FTTH契約数におけるNTT東西以外の事業者のシェア及びFTTH契約数に対するNTT東西による光ファイバ回線貸出数の割合（都道府県別）】